

学位論文題名

## 北魏の国家構造

### 学位論文内容の要旨

本論文は、「部族解散」、領民酋長制、内朝官、洛陽遷都など、北魏史研究における重要課題を取り上げて考察し、北魏前期(4世紀末～5世紀末)の国家構造が鮮卑の拓跋部を中核とする部族連合体にほかならなかったことを初めて究明したものである。

「はじめに」においては、北魏史の研究動向を概観している。ウィットフォーゲル以来、北魏史は北方民族(胡族)の中国文化への同化(漢化)の歴史であると説明されてきた。そしてこの漢化を端的に示す出来事として、「部族解散」と洛陽遷都が取り上げられてきた。このような従来の研究に対して、最近、韓国の朴漢済により、胡族文化と漢族文化とがモザイク状に融合して、胡でも漢でもない新たな文化が創出されるという「胡漢体制」論が提起されている。わが国でも、川本芳昭が同化・漢化という観点からの研究においては看過されてきた北魏前期の内朝官制度等を積極的に取り上げつつある。このような研究動向をふまえて、中国的制度の採用という表面的事実には隠された国家構造の解明を目指す本論文の目的と構成が明示される。

第一章「北魏建国以前の拓跋部」では、『魏書』の序紀や官氏志に見られるわずかな記述を手掛りに、北魏建国(386)以前の鮮卑、拓跋部の動向に検討を加えている。拓跋部を中核として匈奴、高車等、他種族の諸部族と連合体を形成していることを確認するとともに、拓跋部の王権強化策としての祭天儀礼と左右近侍の職(後の内朝官)とに注意を喚起する。

第二章『部族解散』に関する研究史の整理は、諸説紛紛としていまだ定説をみない「部族解散」問題の研究史整理を行ったものである。1930年代以来の日中両国における研究論文が取り上げられ、最近の韓国における研究にも及んでいる。その整理をふまえて、北魏の初代皇帝、道武帝(在位 386-409)による「部族解散」を部族制の解体ととらえる説と、部族制の再編ととらえる説とに二分されることを明らかにした上で、領民酋長が「部族解散」の対象に含まれるか否か等の問題に関する検討が不十分である、と問題提起する。

第三章「領民酋長制と『部族解散』」は、上記の問題提起に対する解答である。領民酋長制と「部族解散」との関係については、従来三種類の見解が提示されていた。第一は、「部族解散」の対象外とされた特殊な部族に適用されたのが、領民酋長制であるとするもので、従来において一般的であった。第二は、「部族解散」の対象となった部族のなかにも領民酋長制の適用を受けた部族が含まれるというものである。そして第三は、「部族解散」の対象となった部族を統治するための制度として領民酋長制を理解する新説である。この三説の当否を検討するために、本章では、まず領民酋長制の起源について考察を加える。その結

果、道武帝が登国年間(386-395)に周辺の諸部族に対する征服戦争を進め、服属した部族長を領民酋長(民を領する酋長)に任命したのが、領民酋長制であることが明らかにされる。さらに、この領民酋長制と並行して実施された「部族解散」とは、道武帝の征服戦争によって服属した賀蘭部、独孤部などの部族連合体を解体して、道武帝の統率下に再編したことを指すという事実も判明する。「部族解散」の史料がいずれも拓跋部以外の部族に関する記述であることは、このことを裏付けており、拓跋部の部族を温存しつつ、道武帝に敵対した部族連合体を解体したことこそが、「部族解散」の内実だったのである。この部族連合体を解体した後の諸部族の長が領民酋長に任命されたのであり、それは道武帝を君長とする新たな部族連合体に組み込まれたことを意味したのである。これらの領民酋長は、当初、南北二部制によって統治されたが、やがて征服戦争の進展にともない、八部制によって統治されることになった。その後、太武帝(424-452 在位)時期に、八部制下の部族は首都平城防衛の要衝である六鎮に移される。六鎮においても領民酋長制は踏襲されるが、雑多な部族が六鎮に集められた結果、そこでの領民酋長の管轄下には、自己の部族以外の部族民が含まれるようになった。さらに 523 年に起こった六鎮の乱の際には、流民集団に対して領民酋長制が実施されたが、あくまで擬制的部族に過ぎず、部族制に依拠した社会を再建することはできなかった。以上のように、「部族解散」と領民酋長制とは、北魏前期の部族連合体の根幹ともいうべき制度であり、皇帝を頂点に、旧来の組織を温存した拓跋部が最上層部に、領民酋長制を適用された諸部族がその次に位置する構造となっていた。北魏前期の国家は、このような構造をもつ北方民族の社会と、中国的な州郡制によって統治された漢族社会との両方に立脚した、胡漢二重体制というべきものであった。

第四章「北魏石刻史料に見える内朝官」は、第一章で言及された左右近侍の官が発展した北魏独特の内朝官制度を考察したものである。最近発見された「北魏文成帝南巡碑」に記載の内朝官を分析することにより、下記の三点の事実が新たに解明された。①碑文に見える内阿干は、『魏書』に見える内行長を指すと考えられてきたが、それは誤りで、『魏書』の尚書に相当すること。②碑文に見える内行内小と『魏書』に見える中散とが同一の官職であり、鮮卑貴族等の子弟が最初に就任する官職であること。③内都幢将は北魏前期において複数存在した禁軍の長官のひとつであること。これらの新知見により、部族長あるいは豪族良家の子弟から選抜されて、皇帝の警護や政策立案にたずさわって、皇帝権力を支えていた内朝官の実態が一段と鮮明になった。

第五章「洛陽遷都」は、孝文帝により実行された洛陽遷都(493)を取り上げ、遷都に至るまでの過程を中心に分析を加え、孝文帝の政治的意図を解明したものである。孝文帝は、親政開始(491)とともに、内朝官制度の廃止などの諸改革を実行に移し、鮮卑族の貴族を中心に運営される旧来の政治体制を改め、皇帝中心の政治体制の確立を目指した。その過程で漢人官僚をブレインとして重用し、皇帝の弟たちに軍権を集中させ、洛陽遷都を実行した。さらに遷都後、拓跋部を中核とする部族連合体の結束を確認する祭典であった祭天儀礼が廃止されると、旧来の支配者集団はまとまりを失った。宗室諸王と一部貴族(八姓)が特権階級として位置づけられたものの、その他の大多数の北方民族は政治的特権を失う。洛陽遷都により北辺に取り残される形となった六鎮の兵士の身分低下は、最も顕著であった。

洛陽遷都とその前後の諸改革は、皇帝権力強化を意図したものであったが、従来北魏を支えてきた部族連合体を解体したことにより、北魏国家そのものの滅亡につながった。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 津 田 芳 郎  
副 査 教 授 南 部 昇  
副 査 助 教 授 川 合 安

学 位 論 文 題 名

## 北魏の国家構造

### 1) 本論文の内容

本論文は、「部族解散」、領民酋長制、内朝官、洛陽遷都など、北魏史上の重要事項を取り上げて、北魏前期(4世紀末～5世紀末)の国家構造を究明したものである。

第一章「北魏建国以前の拓跋部」では、北魏建国(386)以前において、拓跋部が中核となって匈奴、高車等、他種族の諸部族と連合体を形成していたことを確認するとともに、拓跋部の王権強化策としての祭天儀礼と左右近侍の職(後の内朝官)とに注意を喚起している。

第二章『部族解散』に関する研究史の整理は、諸説紛紛としていまだ定説をみない「部族解散」問題の研究史整理を行ったものである。道武帝による「部族解散」を部族制の解体ととらえる説と、部族制の再編ととらえる説とに二分されることを明らかにした上で、領民酋長が「部族解散」の対象に含まれるか否か等の問題に関する検討が不十分である、と問題提起する。

第三章「領民酋長制と『部族解散』」は、上記第二章における問題提起に対する解答である。「部族解散」とは、拓跋部の部族を温存しつつ、道武帝に敵対した賀蘭部、独孤部などの部族連合体を解体したことをいうのであって、この部族連合体を解体した後の諸部族の長が領民酋長に任命されることで、道武帝を君長とする新たな部族連合体に組み込まれていったことを初めて明らかにしている。

第四章「北魏石刻史料に見える内朝官」は、第一章で言及された左右近侍の官が発展した北魏独特の内朝官制度を考察したものである。最近発見された「北魏文成帝南巡碑」に記載の内朝官を分析することにより、碑文に見える内行内小と『魏書』に見える中散とが同一の官職であることを初めて明らかにするなど、内朝官についていくつかの新知見を加えている。これらの知見により、部族長あるいは豪族良家の子弟から選抜されて、皇帝の警護や政策立案にたずさわりの、皇帝権力を支えていた内朝官の実態が一段と鮮明になった。

第五章「洛陽遷都」は、孝文帝の洛陽遷都を取り上げ、いわゆる漢化政策について考察したものである。洛陽遷都は、内朝官制度の廃止、祭天儀礼の改革等の総決算であり、これら一連の改革は、北魏前期における政治体制(拓跋部を中核とする部族連合体)を打破して、

皇帝権力強化を意図したものであったことを明らかにしている。

## 2) 本論文の成果

本論文は、北魏前期の国家構造が拓跋部を中核とする部族連合体にほかならなかったことを究明したものである。最近の研究において、このような論点を導く方向性が示唆されていなかったわけではないが、とりわけ学界懸案の「部族解散」の問題が、部族連合体という性格規定を躊躇させる難関として立ち塞がっていた。本論文はこの難関の解決に果敢に取り組み、領民酋長制との関連において考察するという方法を採用して、斬新な解釈を提示している。本論文の提示した解釈を採用することにより、北魏前期の国家構造が部族連合体にほかならなかったことを、矛盾なく論証することが可能となった。この論点は、従来の北魏史を大きく書き換えるものであって、本論文における最大の成果といえよう。このほか、内朝官制度に関する新知見も重要であり、「部族解散」の新解釈とあわせて、申請者の北魏前期国家構造論を構成している。本論文においてはさらに、この国家構造が洛陽遷都によって変容を迫られ、孝文帝の指向した皇帝中心の新体制が確立することも明らかにしている。

本論文に不足している論点を指摘するとすれば、第一に洛陽遷都後の新体制なるものについての論述が十分ではない点をあげることができよう。本論文においては、従来の政権基盤である部族制的秩序の破壊は、北魏国家そのものの崩壊につながるととらえられている。このことからすれば、遷都以前の国家構造こそが北魏の国家構造と考えられているのであって、遷都以後について論及が少ないのも、あながち理由のないことでもない。それにしても、このような理由も含めて論文中に明確な説明を加えておくべきではなかったか。さらに、孝文帝期の均田制・三長制施行や太武帝期の廢仏などは、北魏前期の国家構造を本論文のようにとらえた場合に、どのように見直されるべきか、という課題も残されている。ただし、このような残された課題も、本論文の論旨を否定する性格のものとはいえず、むしろ本論文の研究テーマが新たな研究へと発展してゆく豊かな可能性を示していると思ふべきであろう。

## 3) 委員会の所見

以上の審査の結果、審査委員会は本論文が博士(文学)を授与するに相応しい研究成果であることを全員一致して認めるものである。